

松江南高校魅力化コンソーシアム設置規約

(名 称)

第1条 本コンソーシアムの名称を「松江南高校魅力化コンソーシアム」とする。(以下「コンソーシアム」という。)

(目 的)

第2条 多様な関係者と高校が協働体制を構築し、松江南高校スーパーサイエンスハイスクール(S S H) 事業を核とした教育の魅力化・特色化を推進する。

(事 業)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 S S H事業を中心とした産学官連携の在り方等の研究開発
- 二 地域と協働した探究的な学習活動の実践と学習成果発表の在り方についての研究
- 三 地域社会と連携したSDG s への貢献のための教育プログラムの開発
- 四 S S H事業評価の分析に基づく協働体制の在り方の研究
- 五 中学校や地域社会に向けた本校教育活動等の情報発信の充実
- 六 その他

(組 織)

第4条 コンソーシアムは、意思決定の場となる推進委員会は別表1により構成する。

- 2 前項に加え、各種事業の実践に向けた協議(協働活動の場)を適宜実施する。
- 3 コンソーシアムの事務局を松江南高校に置く。

(委 員)

第5条 コンソーシアムの委員は、会長が指名する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役 員)

第6条 コンソーシアムに以下の役職を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 委員 別表1に掲げる各構成団体から原則1名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 会長は会務を総理し、コンソーシアムを代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(推進委員会)

第7条 コンソーシアムの推進委員会は、会長が校長と協議の上、招集する。ただし緊急を要する
場合においては、この限りでない。

2 推進委員会は、原則年2回開催する。

3 推進委員会は、委員の半数以上の出席を必要とする。

(承認事項等)

第8条 会長は、第3条に掲げる事業等について、学校や協働活動の場からの提案等を踏まえて協
議を行い、推進委員会において承認を得るものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は令和2年6月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

松江市
島根大学 総合理工学部
島根大学 教育学部
島根県立大学
松江市内中学校
島根県教育庁
地元企業
P T A関係者
矢の原会関係者
松江南高校

委員名簿

会長	大谷 利行	松江市産業経済部 まつえ産業支援センター長
副会長	井上 浩	株式会社ネットワーク応用通信研究所 代表取締役
委員	三瓶 良和	島根大学総合理工学部 教授
委員	御園 真史	島根大学教育学部 准教授
委員	岩田 英作	島根県立大学人間文化学部 学部長
委員	奈良井 孝	松江市立湖南中学校 校長 中学校校長会会長
委員	永瀬 嘉之	島根県教育庁 企画人事主事
委員	石松 俊之	P T A会長
委員	門脇 浩泰	矢の原会 会長
委員	倉崎 千草	松江南高校 校長